

茨城県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例施行規則

平成19年1月24日

規則第5号

改正 平成22年2月25日 規則第2号

改正 平成26年4月30日 規則第4号

改正 平成26年8月27日 規則第5号

改正 令和7年3月27日 規則第10号

(趣旨)

第1条 職員の旅費に関しては、茨城県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例（平成19年条例第10号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(旅行命令等の変更等における旅費)

第2条 条例第3条第6項の規定により支給する旅費の額は、次に規定する額による。

- (1) 鉄道賃、船賃、航空賃若しくはその他交通費として、又はホテル、旅館その他の宿泊施設の利用を予約するため支払った金額で、所要の払戻し手続をとったにもかかわらず、払戻しを受けることができなかった額。ただし、その額は、その支給を受ける者が、当該旅行について条例の規定により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、その他交通費、宿泊費又は包括宿泊費の額をそれぞれ超えることができない。
 - (2) 赴任に伴う住所又は居所の移転のため支払った金額で、当該旅行について条例の規定により支給を受けることができた額の3分の1に相当する額の範囲内の額
- 2 同項に規定するその他規則で定める場合は、広域連合長が別に定める。

(旅費喪失の場合における旅費)

第3条 条例第3条第7項の規定により支給する旅費の額は、次に規定する額による。ただし、その額は、現に喪失した旅費額を超えることができない。

- (1) 現に所持していた旅費額（輸送機関を利用するための乗車券、乗車券等の切符類で当該旅行について購入したもの（以下「切符類」という。）を含む。以下本条において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例の規定により支給することができる額
- (2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額（切符類については、購入金額のうち、未使用部分に相当する金額）を差し引いた額

(旅行命令票等の記載事項及び様式)

第4条 条例第4条第6項に規定する旅行命令票等の記載事項及び様式は、様式第1号による。

(旅行命令の変更の申請)

第5条 旅行者が条例第5条第1項又は第2項の規定により旅行命令票等の変更を申請する場合には、その変更の必要を証明するに足る書類を添えてしなければならない。

(路程の計算)

第6条 旅費の計算上必要な路程の計算は、次の区分に従い、当該各号に掲げるものにより行うものとする。

- (1) 鉄道 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第13条に規定する鉄道運送事業者の調べに係る鉄道旅客貨物運賃算出表に掲げる路程
 - (2) 水路 海上保安庁の調べに係る距離表に掲げる路程
 - (3) 陸路 地方公共団体の長その他当該路程の計算について信頼に足る者により証明された路程
- 2 前項第1号又は第2号の規定により路程を計算し難い場合には、これらの規定にかかわらず、同項第3号の規定に準じて計算することができる。
- 3 第1項第3号の規定により陸路の路程を計算する場合には、その証明の基準となる点で、当該旅行の出発箇所又は目的箇所に最も近いものを起点とする。
- 4 陸路と鉄道線路、水路又は航空路とにわたる旅行について陸路の路程を計算する場合には、鉄道駅、波止場又は飛行場をも起点とすることができる。
- 5 前2項の規定による陸路の路程を計算し難い場合には、地方公共団体の長の証明する元標その他当該陸路の計算について信頼するに足るものを起点として計算することができる。
- 6 外国旅行の旅費計算上必要な路程の計算は、前各項の規定の趣旨に準じて行うものとする。

(その他規則で定める鉄道等)

第7条 条例第6条第2項で規定する鉄道等は、次に掲げるものとする。

- (1) 鉄道事業法第2条第5項に規定する索道事業の用に供する索道
- (2) その他広域連合長が必要であると認めるもの

(宿泊に係る特別な事情)

第8条 条例第6条第6項及び第18条に規定する宿泊に係る特別な事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 交通機関等の事故

(2) 天災

(3) その他広域連合長が必要と認めるやむを得ない事情

(旅費請求書の種類、記載事項及び様式並びに添付書類等)

第9条 条例第13条第1項に規定する旅費請求書の種類、記載事項及び様式は、様式第2号による。

2 条例第13条第1項に規定する旅費の請求書に添付すべき書類は、別表1に掲げる書類とする。

3 条例第13条第1項及び同条第5項に規定する電磁的記録の記録事項及び様式は、広域連合長が別に定める。

(旅費の精算)

第10条 条例第13条第2項及び第3項に規定する期間は、やむを得ない事情のため任命権者の承認を得た場合を除くほか、旅行の完了した日の翌日から起算して10日以内とする。

2 条例第13条第4項に規定する給与の種類は、茨城県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（令和7年条例第2号）に規定する俸給、俸給の調整額、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職特別勤務手当又はこれらに相当する給与、並びに茨城県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和2年条例第2号）に規定する給料、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当休日勤務手当、夜間勤務手当及び報酬又はこれらに相当する給与とする。

(転居費)

第11条 条例第20条に規定する転居費は、別表2に定める。

(条例第27条第2項に規定する別に定める旅費)

第12条 条例第27条第2項に規定する別に定める旅費は、広域連合長が別に定める。

(条例第29条第3項に規定する給与の種類)

第13条 条例第29条第3項に規定する給与の種類は、茨城県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（令和7年条例第2号）に規定する俸給、俸給の調整額、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職特別勤務手当又はこれらに相当する給与、並びに茨城県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和2年条例第2号）に規定する給料、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当休日勤務手当、夜間勤務手当及び報酬又はこれらに相当する給与とする。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、職員の旅費に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成19年1月24日から施行する。

附 則（平成22年規則第2号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第4号）

この規則は、平成26年5月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第5号）

この規則は、平成26年9月1日から施行する。

附 則（令和7年規則第10号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1 (第 9 条関係)

(1) 条例第 3 条第 6 項に規定する旅費	損失を証明する書類
(2) 条例第 3 条第 7 項に規定する旅費	交通機関等の事故による旅費額を損失したこと及び喪失額を証明する書類
(3) 条例第 18 条に規定する宿泊料	公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情を証明する書類
(4) 条例第 23 条に規定する旅費	旅行中に退職等となったこと、退職等の事由、退職等を知った日にいた地及び所定の期間中に帰住又は退職等に伴う旅行をしたことを証明する書類
(5) 条例第 24 条に規定する旅費	職員の死亡、その死亡地及び遺族であることを証明する書類

別表 2 (第 11 条関係)

転居費

鉄道50キロメートル未満	鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満	鉄道100キロメートル以上300キロメートル未満	鉄道300キロメートル以上500キロメートル未満
93,000円	107,000円	132,000円	163,000円

備考

路程の計算については、水路及び陸路 4 分の 1 キロメートルをもって鉄道 1 キロメートルとみなす。

様式第1号（第4条関係）

起票 令和 年 月 日
 決裁 令和 年 月 日

旅行命令・依頼票

広域連合長	副広域連合長	局長	次長	課長	課長補佐	係長	係員	起票者

年度 会計	予算区分

所属課		
款		事業
項		節
目		細節

旅行者			
所属		職氏名	
用務			
用務先		公用車利用	有 ・ 無
期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日 (泊)	宿泊地	

運賃 (鉄道・航空機等)	特急・急行等料金	その他交通費	宿泊費	包括宿泊費	宿泊手当
km 円	km 円	km 円	円	円	泊 円
転居費	着後滞在費	家族移転費		合計	
円	円	円		円	

変更命令・依頼

起票 令和 年 月 日
 決裁 令和 年 月 日

広域連合長	副広域連合長	局長	次長	課長	課長補佐	係長	係員	起票者

変更内容

備考	
----	--

様式第2号（第7条関係）

起票 令和 年 月 日
決裁 令和 年 月 日

旅費精算・概算請求書

広域連合長	副広域連合長	局長	次長	課長	課長補佐	係長	係員	起票者

年度 会計	予算区分

所属課		
款		事業
項		節
目		細節

旅行者			
所属		職氏名	
用務			
用務先		公用車利用	有 ・ 無
期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日 (泊)	宿泊地	

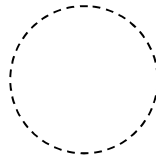
運賃 (鉄道・航空機等)	特急・急行等料金	その他交通費	宿泊費	包括宿泊費	宿泊手当
km 円	km 円	km 円	円	円	泊 円
転居費	着後滞在費	家族移転費		合計	
円	円	円			円

上記のとおり旅費を請求します。

上記の金額を領収しました。

令和 年 月 日

支払済印



茨城県後期高齢者医療広域連合広域連合長 様

予算現額		
支払済額		
予算残額		
会計管理者	会計室長	

備考		出勤簿確認